

賑わい集積開業等支援事業の拡充について(中心市街地活性化対策)

集客効果が見込まれる大規模店舗を本市重点支援区域内へ誘導することで、周辺商店街を含む地域経済の活性化を図るため、「高岡市賑わい集積開業等支援事業」の支援メニューを拡充します。なお、令和6年能登半島地震の被災事業者に対する開業等支援事業の拡充は、復旧・復興ロードマップに基づき令和8年度末までとします。

1 対象者

対象区域内で新たに出店する際の出店面積が250㎡以上で、常勤従業員数が下記基準以上の事業者（中小企業基本法第2条に規定する中小企業者に限る。）

2 対象区域

高岡市賑わい集積開業等支援事業で定める重点支援区域（右図参照）



3 対象業種

小売業、飲食サービス業

4 拡充内容

(1) 出店者に対する支援

① 改装費補助の上限額を嵩上げ（補助上限1,000万円）

令和6年能登半島地震における被災事業者の開業を後押しするため、被災事業者の場合は補助率を通常より上乗せします。

【現行】

	通常	被災者	被災+転入者
補助率	1/2	2/3	
上限額	100万円	100万円	200万円

+

【今回拡充】

	250㎡以上の場合	
	通常	被災者
補助率	1/2	2/3
上限額	1,000万円	1,000万円

② 賃借料補助制度の新設

常勤従業員数に応じて、店舗の賃借料を補助

（補助率1/2、補助上限50万円/月 ※2年間最大1,000万円まで）

	常勤従業員数		
	4~6人	7~9人	10人~
補助率	1/2		
月額上限	30万円	40万円	50万円

※アルバイト等の非正規従業員については常勤換算して算定

(2) 建物所有者（大家）に対する支援

(1)①の対象となる店舗を受入れる際の改修に対し、現行の上限額100万円を嵩上げし、改装費補助の拡充内容と同様の上限額を適用（補助上限1,000万円）